

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市教育情報利用パソコンのキッティング業務等業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立製作所 関西支社

3 随意契約理由

学校園の業務について、文部科学省から令和元年12月に「GIGA スクール構想の実現」が発表され、教育における ICT を基盤とした先端技術等の効果的な活用として、生徒1人1台端末の整備を行い、公正に個別最適化された学びを学校現場で持続的に実現することが各自治体に求められている。

これに伴い、本市では、教育情報ネットワークのヘルプデスク・構成管理を令和4年4月より開始し、学校拠点に設置された各機器および1人1台端末の配備を適切に実施するため、令和3年8月に「大阪市教育情報ネットワークにかかるヘルプデスク及びネットワーク等構成管理等業務委託」の契約を上記事業者と契約締結している。

学習者用端末にかかる故障対応としては、故障機の回収を行い、予備機の再配備等により対応していたが、昨年度末より、当初の想定以上に故障端末が増加しており、ヘルプデスク対応が増えるとともに、既契約の「大阪市教育情報ネットワークにかかるヘルプデスク及びネットワーク等構成管理等業務委託」にあるキッティング業務等の範囲では学習者用端末の不足が懸念される状況となっている。

上記の課題を解決するために、故障機・余剰機の回収及び別途発注する修繕後のパソコンのキッティング業務（以下「当該業務」という。）を行い、各学校拠点の必要端末台数の維持管理を目的に学習者用端末が不足することがないように実施するものである。

当該業務は、「大阪市教育情報ネットワークにかかるヘルプデスク及び構成管理等業務委託」とは密接不可分であり、現行の受託者である(株)日立製作所関西支社以外の事業者が履行すれば、一元的な管理ができず、キッティング業務等における責任の所在が不明確となり、適切な端末等の運用管理において著しい支障が生ずるおそれがあるため、上記業者と、随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局学校運営支援センター

給与・システム担当（電話番号 06-6115-7922）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度部活動の地域移行事業業務委託（西区）

2 契約相手方

リーフラス株式会社

3 随意契約理由

本事業は、部活動における教員の負担軽減を図るとともに、地域におけるスポーツ・文化活動の運営団体や指導者の確保策、費用負担の在り方などの課題等を整理・検証し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実現を図るため、実践研究を行うものである。

実施にあたっては、地域人材を可能な限り確保する必要があるとともに、本市の「教育振興基本計画」や「部活動指針」、「中学校学習指導要領」の内容を熟知したうえで、効果的な生徒募集に資する企画の立案や、今後の本格実施に向けた効果的な検証方法の提案など、高い企画力が求められることから、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行った。

その結果、リーフラス株式会社は公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当
(電話番号 06-6208-8172)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度部活動の地域移行事業業務委託（都島区）

2 契約相手方

リーフラス株式会社

3 随意契約理由

本事業は、部活動における教員の負担軽減を図るとともに、地域におけるスポーツ・文化活動の運営団体や指導者の確保策、費用負担の在り方などの課題等を整理・検証し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実現を図るため、実践研究を行うものである。

実施にあたっては、地域人材を可能な限り確保する必要があるとともに、本市の「教育振興基本計画」や「部活動指針」、「中学校学習指導要領」の内容を熟知したうえで、効果的な生徒募集に資する企画の立案や、今後の本格実施に向けた効果的な検証方法の提案など、高い企画力が求められることから、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行った。

その結果、リーフラス株式会社は公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当
(電話番号 06-6208-8172)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度部活動の地域移行事業業務委託（東淀川区）

2 契約相手方

リーフラス株式会社

3 随意契約理由

本事業は、部活動における教員の負担軽減を図るとともに、地域におけるスポーツ・文化活動の運営団体や指導者の確保策、費用負担の在り方などの課題等を整理・検証し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実現を図るため、実践研究を行うものである。

実施にあたっては、地域人材を可能な限り確保する必要があるとともに、本市の「教育振興基本計画」や「部活動指針」、「中学校学習指導要領」の内容を熟知したうえで、効果的な生徒募集に資する企画の立案や、今後の本格実施に向けた効果的な検証方法の提案など、高い企画力が求められることから、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行った。

その結果、リーフラス株式会社は公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当
(電話番号 06-6208-8172)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度部活動の地域移行事業業務委託（東住吉区）

2 契約相手方

リーフラス株式会社

3 随意契約理由

本事業は、部活動における教員の負担軽減を図るとともに、地域におけるスポーツ・文化活動の運営団体や指導者の確保策、費用負担の在り方などの課題等を整理・検証し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実現を図るため、実践研究を行うものである。

実施にあたっては、地域人材を可能な限り確保する必要があるとともに、本市の「教育振興基本計画」や「部活動指針」、「中学校学習指導要領」の内容を熟知したうえで、効果的な生徒募集に資する企画の立案や、今後の本格実施に向けた効果的な検証方法の提案など、高い企画力が求められることから、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行った。

その結果、リーフラス株式会社は公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当
(電話番号 06-6208-8172)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立北稜中学校給食調理・配送・配膳等業務委託長期継続（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社ニチダン

3 特名随意契約理由

大阪市の中学校給食は、学校調理方式（自校調理方式と親子方式を合わせた方式）による給食提供を実施している。具体的には、給食室がある中学校は自校調理方式（自校で調理・配膳）、給食室がない中学校は親子方式（給食室を有する学校（親校）で調理した給食を他の給食室を有しない学校（子校）に配送・配膳する方式）により給食を提供している。

給食室を有しない北稜中学校は、「大阪市立中津小学校外3校給食調理・配送・配膳等業務委託」（中津小学校（親校）と大淀中学校（子校）、滝川小学校（親校）と北稜中学校（子校）の組み合わせ）により、親校を滝川小学校とした親子方式での運用を行っているところであるが、滝川小学校及び北稜中学校ともに児童数が増加しており、滝川小学校において両校分の給食を調理することが極めて困難な状況となっている。

参考：（親校）滝川小学校（釜数・回転3基・固定1基・2CR）最大食数1,000食程度

滝川小学校・北稜中学校の食数変遷：令和3年4月900食、令和4年4月920食、令和5年4月960食（令和6年は推計上1000食を超える見込み）

※中学校における給食は小学校の1.3倍の量となる。ここでは小学校の食数に合わせて中学校の食数を換算。

この間、自校炊飯から委託米飯へ変更するなどの対策を講じるとともに、調理設備の増設等の検討を行ってきたが、結果として給食室が狭隘であることからこれら対策を講じることが出来ず、課題の解決には至らなかった。令和6年には最大食数を超えることが見込まれており滝川小学校での2校調理は限界であることから、令和5年2学期より滝川小学校と北稜中学校の親子方式の組合せを見直さざるを得なくなった。

北稜中学校の新たな親校の選定にあたっては、文部科学省「学校給食衛生管理基準」により「調理後の食品は、適切な温度管理を行い、調理後2時間以内に給食できるよう努めること」と定められていることから、喫食までの時間から逆算し配送時間が概ね15分以内の距離であり、親校として北稜中学校分の食数を調理できる規模と設備を備えている学校であることが抽出条件であり、これを満たす学校は西船場小学校のみである。

参考：（親校）西船場小学校（釜数・回転6基・3CR）最大食数1500食程度

西船場小学校：約800食 北稜中学校：約600食（令和5年4月現在）

※中学校における給食は小学校の1.3倍の量となる。ここでは小学校の食数に合わせて中学校の食数を換算。

また、親校２校による調理も検討したが、親校が２校になることで配送費が２倍となることから有効ではないと判断した。

今回、親校となる西船場小学校については、令和３年４月～令和６年７月末まで「大阪市立西船場小学校給食調理等業務委託 長期継続」を当該契約相手方と契約締結している。本業務を同一業者以外のものに履行させた場合、一つの給食室内に複数業者が存在することとなり、事故等の不具合が生じた際の責任の所在が不明確になる。

上記の理由から、本業務を請け負える業者は、西船場小学校の給食調理業務を受託している株式会社ニチダンのみであるため、特名随意契約を締結することとする。

４ 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

５ 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当 給食Ｇ（電話番号 06-6208-9143）